事業番号	167

平成27年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	病児保育事業							担当部	こども未来部	
	会計区分	一般会計			事業類型	実施計画事業以外			担当課	保育課	
	事業期間	平成22年度		～		平成30年度以降			担当係	保育係	
	総合計画分野別計画 主目的	3 教育・子育て		13 子育て支援		3 保育サービス・幼児教育を充実します					
	総合計画分野別計画 副目的									実施計画対象	
	予算区分	款	3	項	3	目	2	大	3	中	4
	根拠法令・個別計画	小牧市病児保育事業実施要綱									
	目的（対象をどの様な状態にするのか）	病児を一時的に預かる病児保育事業を実施することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。									
	内容（手段）	◆26年度実施内容 児童が病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面症状の急変が認められない場合において、一時的にその児童を預かる病児保育事業を実施した。 市内小児病院に併設する保育施設にて、病気中の生後6ヶ月から小学3年生までの保育に欠ける児童を対象とし、保育を実施した。 (※委託内容) 病気回復期に至らない場合であり、家庭での保育が困難な児童を一時的に預かる業務を委託する。委託料については、保育対策等促進事業費補助金交付要綱により、契約は1年毎とする。 (※国・県支出金の内容) 病児保育対応型については基本分として、1箇所年額2,417,000円。基本分に加え、年間延べ利用児童数により加算分として10人以上50人未満504,000円、50人以上200人未満2,518,000円、200人以上400人未満4,280,000円、400人以上600人未満6,294,000円。 ◆26年度直接経費の内訳 病児保育事業委託料 11,632千円（保育士、看護師給与・光熱水費・医薬仕入高・消耗品費等の経費） ※下記、国・県支出金は病児保育事業補助金7,185千円、 その他財源は病児保育事業利用料853千円、延利用者449人×利用料1,900円/1日＝853,100円 ◆27年度直接経費の内訳 病児保育事業委託料 15,408千円（保育士、看護師給与・光熱水費・医薬仕入高・消耗品費等の経費）									
	受益者負担	有	1,900円/1日								

				単位	H24決算額	H25決算額	H26決算額	H27予算額
コスト	費用	直接経費		千円	8,650	8,650	11,632	15,408
		正職員	従事者数	人	0.01	0.01	0.01	0.01
			人件費	千円	52	52	52	52
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
		費用合計		千円	8,702	8,702	11,684	15,460
		対前年比		%		100.0	134.2	132.3
	財源	一般財源		千円	2,626	2,618	3,646	4,796
		国・県支出金		千円	5,147	5,129	7,185	9,486
		その他財源		千円	929	955	853	1,178

事業番号	167

業績

活動指標名	単位		H24	H25	H26	H27
病児保育開設施設数	所	目標	1	1	2	2
		実績	1	1	2	
		目標				
		実績				
		目標				
		実績				

成果指標名	単位		H24	H25	H26	H27
年間延べ利用者数	人	目標	220	410	820	620
		実績	489	503	449	
		目標				
		実績				

事業の自己評価

平成26年度の実施結果	達成状況	26年9月開始予定であった小木こどもファミリークリニックの利用者数をはやしこどもクリニックの半数程度の200人程と予想したが、工事の遅れで開始予定が2か月程遅れたことや、事業開始当初でもあり利用人数が16人であったため、基本分2,417千円、加算分504千円の2,921千円、はやしこどもクリニックは利用者数433人基本分2,417千円、加算分6,294千円の8,711千円の委託料とした。
	事業実施における課題	定員や流行性の病気など、委託先が2箇所になったが、状況により申請者全員が受け入れられるとは限らない。
	事業を縮小・廃止したときの影響	委託先の一つはやしこどもクリニックでは、平成14年10月1日より1日あたり3,000円にて同様の事業を実施していた。平成22年より市と契約を結び利用者に1,900円の負担にて実施をしているが、この事業を廃止等した場合は、利用者負担が増える(戻る)と思われる。
平成27年度の改善内容	27年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	委託先2箇所の変更はないが、児童福祉法の改正により病児保育事業の年齢要件が小学校3年生から6年生に引き上げられたため、利用者の増加が多少見込まれる。
平成28年度の事業の方向性	方向性の判定	維　持　　事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)
	判定理由	26年11月より小木ファミリークリニックが開設したが利用者は16人であった。今後事業が浸透するにつれ年々利用者数ははやしこどもクリニック同様増加すると考えられ、現在はこの2施設で対応可能と考えます。
	28年度以降の改善案	昨年度開設した小木こどもファミリークリニックとはやしこどもクリニックで今後も対応していく。

二次評価

方向性の判定	判　定　理　由
維　持	一次評価のとおり。